

令和4年8月25日
開会 午前10時00分

○議長（二條孝夫君） おはようございます。

ただいまから、令和4年北アルプス広域連合議会8月定例会を開会いたします。

本日の出席議員は18名全員であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

続いて、理事者等の欠席、遅参等については、事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） 報告いたします。

連合長、副連合長、監査委員は全員出席しております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（二條孝夫君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、連合議会の会議規則第109条の規定により、議長において、

14番、太田伸子議員、15番、丸山勇太郎議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（二條孝夫君） 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

本8月定例会の会期等議会運営につきましては、去る8月10日に議会運営委員会を開催
願い、ご審議を願っておりますので、議会運営委員長に報告を求めるといたします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長（吉澤学君）登壇〕

○議会運営委員長（吉澤学君） おはようございます。

北アルプス広域連合議会、令和4年8月定例会、議会運営委員会委員長報告をいたします。

去る8月12日に議会運営委員会を開催し、本8月定例会の会期日程等について審議を
しておりますので、審議の概要についてご報告いたします。

本定例会の会期は、本日8月25日と、明日26日の2日間です。

本定例会に付託されております案件は、報告案件1件、人事案件2件、決算案件6件、予
算案件5件の計14件でございます。

決算認定案件は一括して、提案理由の説明を行った後、監査委員から監査報告をいただき、
質疑を行います。

報告案件及び人事案件の各議案につきましては、委員会に付託せず、本会議で審議の上、
採択を行うことといたします。

決算案件及び予算案件の各議案につきましては、委員会に付託し、審査を経て、委員長報
告、質疑、討論を行い、採決を行うことといたします。

また、2日目の本会議終了後、ごみ処理特別委員会及び全員協議会の開催を予定して
おります。

議会運営委員会では、これを了承しております。

審議の概要は以上であります。

よろしくご賛同のほどをお願いいたします。

以上です。

○議長（二條孝夫君） ただいまの議会運営委員長報告に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期等につきましては、議会運営委員長報告どおり、本日8月25日と明日8月26日の2日間とし、議会運営につきましても、報告どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は本日と明日の2日間と決定をいたしました。

日程第3 広域連合長あいさつ

○議長（二條孝夫君） 次に、日程第3「広域連合長のあいさつ」を受けることといたします。

広域連合長。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

○広域連合長（牛越徹君） おはようございます。

本日ここに、令和4年広域連合議会8月定例会が開会されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、何かとご多用の中にもかかわらずご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症につきましては、第7波の影響により、全国各地で過去最多の感染者数が報告されるなど、依然として終息が見通せる状況にはありません。

このような中、県におきましては、新型コロナウイルスの感染の急激な拡大に伴い、医療提供体制のひっ迫が懸念されるとして、今月8日、医療非常事態宣言を発出するとともに、県独自の感染警戒レベルを県内全域に対し、最高レベルの6に引き上げました。

今回は、新規感染者の多くが軽症または無症状であることから、外出等の自粛など、強い行動制限を求めておらず、医療体制の負荷をできるだけ回避するため、65歳未満や基礎疾患がないなどの重症化のリスクが低い方で軽症の場合には、自宅で健康観察を行い、症状が重いときには受診いただくよう要請するほか、速やかなワクチンの接種を検討いただくことなどを呼びかけております。

当圏域におきましても、夏の行楽シーズンを迎えており、県内外からの多くの観光客や帰省者等の往来が見込まれる中で、社会経済活動をできる限り維持し、安心して夏を過ごしていただくため、圏域住民の皆様には、人と人の距離を保つなど、引き続き基本的な感染防止に取り組んでいただくようお願いいたします。

さて、私事ではありますが、去る6月26日の大町市長選挙におきまして、市民の皆様の温かいご支持をいただき、市長として7月14日から5期目のスタートを切ることができました。

また、20日には当広域連合を構成する5市町村長による連合長選挙が行われ、引き続き広域連合長に就任いたしました。

これまで取り組んでまいりました、継続的な広域行政の基盤に立ち、着実に具体的な成果に結びつけることができますよう、初心に立ち返り職務に精進する所存でございます。

議員各位におかれましては、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、この度、白馬村長に丸山俊郎氏が初当選を果たされ、8月7日就任されました。

当圏域の振興及び白馬村政の発展のため、ご尽力を賜りますようお願い申し上げますとともに、今後益々のご活躍をご祈念申し上げます。

次に、地方行政を巡る最近の動向について申し上げます。

国におきましては、本年1月に開催された第33次地方制度調査会第1回総会におきまして、社会全体におけるDX、デジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対策等において、直面しております課題等を踏まえ、ポストコロナの社会経済に的確に対応するため、国と地方公共団体及び地方団体相互間の関係など、地方制度のあり方について調査審議を求める諮問がなされました。

これを受け、6月の第2回総会では、国と地方の役割分担のあり方や、国及び地方公共団体それぞれに求められる役割の整理、並びに国と地方公共団体及び地方公共団体相互の連携・協力の実効性を高める観点から、デジタル技術活用のあり方等が審議項目として上げられております。

こうした国の動向を注視し、引き続き、的確な情報の収集に努めるとともに、新型コロナウイルス感染対策として有効な非接触型社会の構築など、活力ある持続可能な地域づくりに努めてまいります。

以下、当面する主な事業の取り組み状況について申し上げます。

はじめに、広域一般廃棄物処理事業について申し上げます。

北アルプスエコパークは、平成30年8月に稼働し4年が経過しました。令和3年度における可燃ごみの搬入量は、大町市6,903トン、白馬村2,427トン、小谷村668トンで、合計9,998トンとなり、前年度比178トン、1.8%の減で、1日当たりの焼却量は、29.6トンとなりました。

また、資源物などにつきましては、北アルプスエコパーク、大町市リサイクルパーク及び白馬リサイクルセンターで適正に処理されております。

本年4月から始まりました、ペットボトルの水平リサイクルなど、循環型社会の形成に寄与するための施策を推進するとともに、引き続き、安全かつ円滑な施設の運営に努め、今後も3市村との連携のもと、ごみの減量化とリサイクルの推進を図ってまいります。

次に、消防関係について申し上げます。

火災の発生状況は、本年1月から先月末までに16件発生し、そのうち建物火災は7件で、死者1人、負傷者は3人となっております。

その他の火災は、たき火の延焼等によるもので、出火件数は前年同期と同数となっており、引き続き、市町村消防団をはじめ、関係機関との連携により、火災予防の啓発を図り、住民の安心、安全の確保に努めてまいります。

救急出動につきましては、1,915件で、前年同期と比べ、224件の増となっており、徐々に新型コロナウイルス感染症発生前の水準に戻ってきております。

この夏は、平年より約3週間早い6月27日に関東甲信地方の梅雨明けが発表されるなど、当圏域におきましても、比較的早い時期から高温となり、最高気温が30度を大きく上回る日も多く、熱中症関連の出動が増加しております。

今後もしばらくは厳しい残暑が見込まれますことから、熱中症予防について市町村等と連

携して、いっそう注意喚起に努めますほか、救急車が到着するまでの間の応急救護措置の普及を図ってまいります。

また、救急搬送における新型コロナウイルス感染症予防対策につきましては、今月から隊員の4回目ワクチンの接種が始まっており、引き続き、感染防護装備の装着や救急車の入念な消毒などにより、感染防止の徹底に努めてまいります。

これから台風の発生が本格化する季節を控え、市町村消防団をはじめ、関係機関といっそう連携を密にし、災害への万全の備えのもと住民の安全確保に努めてまいります。

次に、介護老人保健施設虹の家について申し上げます。

令和3年度における虹の家の年間の利用状況は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、契約入所者は、令和2年度と比較しますと、1,371人下回る、1万1,975人となりました。

療養介護費収入につきましては、前年度を上回ることができましたものの、本年度4月から先月までの利用状況は、施設入所者につきましては、昨年同時期を84人下回る、5,466人、1日平均44.8人であり、通所利用者は、前年同時期より49人少ない、1,693人となるなど、依然として厳しい経営状況が続いております。

また、管内介護老人保健施設入所者の、昨年度の利用状況は、295人の定員に対し、利用者は月平均で219人、利用率は74.2%となっております。

こうした減少の要因としまして、当圏域内では、近年、特別養護老人ホームやサービス付高齢者住宅の整備が進み、それら施設への入所までの待機施設としての利用期間が短くなったことが考えられます。

こうした介護老人保健施設を取り巻く状況の変化を踏まえ、虹の家運営の改善策と今後の方向性を検討するため、内部検討会におきまして、専門的な知識を有する有識者から助言をいただき、職員による現状の分析を行うとともに、検討を進めてまいります。

この検討結果に基づき、新たに設置する虹の家経営改善委員会へ諮問し、同委員会で議論いただくとともに、来年3月中旬を目途に、経営改善と今後の方向性について答申をいただき、その後の運営に反映させてまいりたいと考えております。

なお、経営改善委員会における検討の中間報告につきましては、来年2月の定例会において、また、答申内容につきましては、来年5月の定例会においてご報告することとしたいと考えております。

また、経営改善委員会及び内部検討会でのアドバイザーの委託料等、所要の経費につきましては、補正予算に計上し、本定例会にご提案申し上げます。

なお、施設内における新型コロナ感染対策につきましては、入所利用を希望される方全員が抗原定量検査を受け、陰性を確認した後、ご利用いただいております。

引き続き、施設利用者及び職員の感染予防の徹底を図り、介護やりハビリテーションの機能の充実と、安心して安全にご利用いただける施設を目指すとともに、健全経営が図られますよう力を尽くしてまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、先月初旬から急拡大しております第7波の影響により、県内でも、連日のように過去最多の感染者数が確認される状況にあり、昨年末からの第6波以降、圏域内の介護サービス事業所におきましても、職員及び利用者の感染が確認され、一部に事業を休止せざるをえない事例も発生しております。

こうした状況を受け、介護サービスの利用が欠かせない利用者に対しまして、介護サービ

スの提供が滞ることのないよう、近隣の事業所とも連携を図り、継続的な支援に努めているところでございます。

このような中、在宅医療・介護連携推進事業の一環として、市立大町総合病院におきまして、新型コロナ陽性患者等の治療に直接関わる医師にご協力いただき、介護サービスでの感染対策等の実践的な研修会を5月に2回開催し、57の事業者から151人の方にご参加いただきました。

引き続き、必要な介護サービスの提供が継続できますよう、事業者への支援に努めてまいります。

令和3年度決算におきましては、介護給付費等の状況は、前年度比0.2%の増にとどまり、過去5カ年のうちで最も小さな上昇幅となりました。

この要因としましては、介護予防・重度化防止の取り組み等により、要介護認定者数が減少傾向にあることや、新型コロナの感染予防などを理由とする利用控えや、サービス事業所において受け入れ困難となる期間があったことなどが考えられます。

こうしたことから、今年度策定に着手する、令和6年度から8年度までの3年間の期間とする第9期介護保険事業計画におきましては、こうした感染症等による様々な影響を十分勘案して作業を進めることといたします。

本年度は、第8期事業計画の中間年であり、引き続き、計画に基づく事業の継続的な推進を図ることにより、高齢者の皆様が住みなれた地域で、安心して暮らし続けることができる体制づくりと、介護保険の安定的かつ円滑な運営に努めてまいります。

次に、介護老人ホーム鹿島荘関係について申し上げます。

鹿島荘では、今月1日現在、措置入所者は定員50人に対し、48人が入所しており、また、ひだまりの家におきましては、入所定員9人にご利用いただいております。

鹿島荘及びひだまりの家における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、両施設内において、入所者及び職員ともに、先月中旬に4回目のワクチン接種を終了いたしました。

手指消毒等の基本的な感染対策をいっそう徹底するほか、引き続き当分の間、特別の事情がない限り全面的な面会制限を継続することといたします。

また、外出につきましても、医療機関の受診やデイサービスの利用などの場合に限定し、感染対策を徹底してまいります。

例年8月には、近隣地域の皆様との交流を目的とした、鹿島荘納涼祭とひだまりの家地域交流会を開催してまいりましたが、昨年度と同様に、今年度も、納涼祭、交流会ともに見合わせることにし、これに代わる行事として鹿島荘では、今月3日に夏祭りに因むレクリエーションを、また、ひだまりの家におきましては、利用者の誕生会を兼ねてバーベキューを行いました。

入所者や、ご家族の皆様にはご不便をおかけしておりますが、安心して安全のうちに日常生活を営むことができますよう努めてまいります。

本定例会にご提案申し上げます案件は、報告案件1件、人事案件2件、決算認定案件6件、予算案件5件の合計14件でございます。

それぞれの議案につきましては、上程の際、ご説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（二條孝夫君） 次に、日程第4「議案の上程、説明、質疑、委員会付託または討論、採決を」行います。

最初に、報告第7号を議題として、説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました、報告第7号、専第7号「令和4年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、地方自治法第179条第1項に基づき、令和4年6月15日付けで専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めます。

今回の専決補正は、グループホームひだまりの家において、本年3月末で2名の会計年度任用職員が退職することとなったため、欠員を補充するための職員募集を、年度開始前より行ってまいりましたが、補充が十分でなく正規職員のシフト勤務に過重な負荷が生じていたことから、緊急避難的な対応として、新たな会計年度任用職員が採用できるまでの間、人材派遣会社から人材の提供を受け、人員を確保することとしたものでございます。

議案書8ページ、9ページの歳出をご覧ください。

款1項2目1ひだまりの家管理費では、2名分の会計年度任用職員が採用できなかったことから、報酬等が未執行であるため、これらの人件費を減額し、人材派遣会社への委託料を増額するものでございます。

なお、予算の組み替えにより行っているため、予算の総額に増減はございません。

以上、ご説明を申し上げますが、ご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本件についてご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） このひだまりの家ですけども、330万円の増額補正についてですけど、これ、もともと職員体制は開所以来正規職員1人と、会計年度任用職員2名として運営されてきたというふうに理解しています。

そこで伺いますけれども、会計年度任用職員が辞めていく、募集しても集まらないという原因は何なのか、その原因について説明ください。

2点目は今後、この介護保険対応施設として、現状のこういう広域雇用職員でいくのか、こういった派遣事業からの職員の採用でいくのか。

職員派遣事業のシフトにした場合にはその事業の採算性と、サービスの質の確保ってのは、保たれていけるというふうに見ているのかどうか、併せて伺いたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 鹿島荘所長。

○鹿島荘所長（西澤美千夫君） ただいまのご質疑につきまして、お答えを申し上げます。

ひだまりの家の職員体制につきましては、議員ご指摘のとおり正職員の管理者ですね、これが1人と、その他会計年度任用職員が10名の、併せて11人のスタッフで運営をしています。

提案理由の説明でも申し上げましたとおり、3月末で2人の会計年度任用職員が退職したということで、再三にわたり遺留をしたわけでございますが、退職の理由といたしましてはですね、まだ子供が小さくて子育てが大変であると、これは夜勤もありますのでそういうことでございました。

それからまた夜勤についても、ひだまりの家は職員がそんなに多くありませんので、夜勤

については1人体制でやってるということで、やっぱり負担が大きいということをお聞きいたしました。

これらのことが退職する主な原因だと認識をしております。

また、ハローワークの求人等も当然行ってるわけでありまして、全く応募がないということから、人材が不足していることも大きな要因と考えております。

次に今後の事業対応につきましては、今回の人材派遣委託は、先ほど申し上げましたとおり緊急避難的措置でありまして、事業の採算性を考慮いたしますと、当然雇用職員で対応することが基本だと考えてはおります。

また、今回派遣いただいている職員の方につきましては、介護の有資格者でございますので、サービスの質は一定程度確保されているものと考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 今説明がありましたけれども、第8期の介護保険事業計画においては、グループホームのサービス基盤について、新設1ヶ所、定員9名の増加を見込んでいます。

グループホームの先駆けとして広域連合がサービス提供を始めて、現在に至ってますけれども、公共がサービス提供を行っている意義とか、ひだまりの家の存在意義について、どのような認識でいるのか、改めて説明してください。

○議長（二條孝夫君） 鹿島荘所長。

○鹿島荘所長（西澤美千夫君） お答え申し上げます。

グループホームひだまりの家につきましては、平成14年度から開所したということで、当時は定員6人で開所をいたしまして、その後、平成22年度に3部屋を増床し定員9人のグループホームとなったわけでございます。

当時はですね、民間での基盤整備が追いついていなかったため、公共での施設の運営を担ったものと認識をしております。

第8期の介護保険事業計画では、認知症の高齢者の方が今後も増加する傾向と推計をしております。認知症対応型共同生活介護の需要は増加するものと見込んでおります。

管内の整備につきましても、整備が進んでいるものと考えておるところでございます。

また、引き続きですね管内のニーズ等の把握に努めまして、それらの動向を見極めた上で今後、ひだまりの家の方向性についても検討してまいりたいと、そういうふうを考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） この間、辞めていった原因とか募集についての要因は何かという質問に対してはまだ回答がされてないわけですが、最後の質問ですから、これも含めまして、広域連合長に伺いたいと思いますけれども、常用の職員で対応していく、原因が何なのかをきちんと究明しないとですね、これ解決にならないわけですね。連合長としてどんな認識でいるのか。

それから今後の、やっぱり賃金が低すぎるとか、そういった点が一番の原因になってないかと私は思うんですけども、その点についてはいかがなのか。

それから将来的な運営については、正職員に3人体制で運用していくというような、そういった場面、雇用を考えていかないと、任用職員だけの対応するのは厳しいと思います。

特に職員の2、3人体制では、鹿島荘の運営と兼任体制で、正職員をまわしていくという

ようなことも、今後の運用の中では検討が必要だというふうに思われますけれども、その点については、連合長どのようにお考えなのか、今後の方向性を含めて見解を伺っておきます。

○議長（二條孝夫君） 連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 議員からいろいろご質疑をいただきました。

その中で、会計年度職員は職員の定着、本来会計年度職員は勤務期限1年として、それを更新するような形で運用してるのが通常のやり方なんですけど、勤務年限が1年ということで、やはり恒久的な雇用になかなか繋がらないということがまず前提にあります。

そうした中で一つには、このグループホームひだまりの家はやはり、勤務内容、業務の内容も非常に複雑、また多岐にわたる、そして認知症対応のための施設ということで、非常に手がかかるということは、非常に職員の皆さんの負担に繋がっていることとございます。

そうした中で、特にこの2年半は、先ほども、開会のあいさつで申し上げましたように、各施設とも新型コロナウイルス対応のために非常に普段にない多くの仕事の増、業務の増、或いは、気苦勞等も伴っているわけでございます。

そうした中でなかなかこのひだまりの家には、この4月以降2人の欠員が生じたことについては、非常に残念と思いましたが、新たな職員の採用をハローワーク、或いは5市町村の広報などを通じて、一生懸命広報に努めているところでございますが、なかなか補充がかなわないということ非常に残念に思うところでございます。

こうした構造的な問題を含む方に対しましては、例えば待遇改善ということで先ほど議員からは、賃金という言葉がありましたが、賃金ではありません。

地方公務員法に基づく会計年度任用職員ということで、期末手当、その他、或いは報酬で支弁しているものでございます。

そしてまた、期末手当についても充実する、或いは水準を充実するというところで、これは全国的な取り組みの中で、私ども北アルプス広域連合も待遇の改善には力を尽くしておるところでございます。

そうした業務は、非常に煩雑であること、また夜勤を伴うこと、子育て中の皆さんにはなかなか夜勤の勤務についていただけないというようなことが原因となっておりますと同時に、やはり一方で認知症対応のグループホームは、非常に重要な役割を担っております。

潜在的なニーズも非常に多いというふうに聞いております。

そうした中で、将来に向けては、やはり一生懸命、事務事業の改善をもちろん含めながら、これは介護保険の中で運用されていますので、いわゆる措置と違って、いわゆる介護保険の給付費で賄っているということで、市町村の直接の負担はないわけではありますけど、鹿島荘との連携、交流を含めて、日頃の運営体制を少しでも緩和できるような、そんな方策についても、併せて検討、検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件を報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、報告第7号「令和4年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算(第1号)」は、報告どおり承認されました。

次に、議案第15号「副広域連合長の選任について」を議題といたします。

本案は、丸山俊郎白馬村長の一身上に関する案件でありますので、丸山俊郎白馬村長の退席を求めることといたします。

〔白馬村長(丸山俊郎君)退席〕

それでは提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長(牛越徹君)登壇〕

○広域連合長(牛越徹君) 議案第15号「副広域連合長の選任」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

北アルプス広域連合の規約第12条第3項により、副広域連合長は、広域連合長が議会の同意を得て、関係市町村の長のうちから選任するとなっております。

また、副広域連合長の任期は、市町村の長としての任期となっております。

この度、白馬村の丸山俊郎村長は、任期満了に伴う7月10日の村長選挙において当選され、8月7日に就任されました。

よって、今回、北アルプス広域連合の副広域連合長として選任するものでございます。

よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(二條孝夫君) 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

これより採決を行います。

丸山俊郎白馬村長の副広域連合長選任について、本案に同意する方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、丸山俊郎白馬村長の副広域連合長の選任については、同意することに決しました。

ここで、丸山俊郎白馬村長の退席を解きます。

〔白馬村長(丸山俊郎君)着席〕

ここで、丸山俊郎白馬村長に申し上げます。

ただいま、副広域連合長の選任について、同意することに決定をいたしました。

続いて議案第16号「監査委員の選任について」を議題とし提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長(牛越徹君)登壇〕

○広域連合長(牛越徹君) ただいま議題となりました議案第16号「監査委員の選任」につき

まして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、識見を有する者としてお務めていただいております川上雅嗣氏が、令和4年8月31日に任期満了となることに伴いまして、後任者を選任するため、北アルプス広域連合規約第16条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選任いたしたい方の氏名は、松沢晶二氏でございます。

住所並びに生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

略歴につきましては、お手元に資料をお配りいたしましたので、ご覧いただきたいと存じます。

任期は令和4年9月1日から、令和8年8月31日までの4年間でございます。

松沢氏は、平成27年7月から、白馬村代表監査委員を務めておられ、人格高潔にして、優れた識見を有する適任者でございます。

よってここにご提案申し上げますので、よろしくご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決を行います。

監査委員の選任について、本案に同意する方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、監査委員の選任については、同意することに決しました。

次に、議案第17号から議案第22号までの6議案は、いずれも令和3年度各会計の歳入歳出決算の認定を求める議案であります。

この取り扱いについてお諮りいたします。

議案第17号から議案第22号までの6議案を一括して議題とし、順次説明を受けた後、各議案についてそれぞれ質疑を行い、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よってそのように取り扱ってまいります。

それでは、議案第17号から議案第22号までの6議案について、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました、議案第17号から議案第22号までの、6会計の歳入歳出決算につきまして、順次ご説明申し上げます。

予算執行に伴う行政実績及びその成果につきましては、お手元に配付しております主要な施策の成果説明書に記載しておりますので、併せてご覧をいただきたいと存じます。

最初に、議案第17号「令和3年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

主要な施策の成果説明書では、1ページからとなっております。

議案2ページ、3ページの歳入歳出決算書をご覧ください。

歳入3ページ、収入済額の最下段、決算額は、21億6,804万5,046円で、前年度比4.4%の減でございます。

4ページ、5ページをご覧ください。

歳出5ページ、支出済額の最下段、決算額は20億8,763万7,991円で、前年度比6.0%の減となっております。

決算額が減となった主な要因は、消防車両整備等に係る消防費の減によるものでございます。

その結果6ページになりますが、歳入歳出差引残額は、8,040万7,055円となり、翌年度への繰越となります。

8ページの歳入をご覧ください。

主な内容についてご説明申し上げます。

款1項1目1市町村負担金、17億6,513万7千円は、広域経常費、廃棄物処理費、常備消防費などに伴う負担金でございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

2段目、款2項2目2衛生手数料、7,348万9,500円は、指定ごみ袋収入証紙代のごみ処理手数料と、北アルプスエコパークへの直接搬入によるごみ焼却手数料でございます。

款3項1目1循環型社会形成推進交付金、9,760万円は、白馬山麓清掃センター解体撤去工事等に関わる補助対象経費の3分の1にあたる補助金でございます。

款3項2目1及び款4項1目1の低所得者保険料軽減負担金は、低所得者の介護保険料軽減に関わる国庫及び県負担金でございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

2段目、款6項2目1ふるさと市町村圏事業特別会計繰入金、5,402万5千円は、市町村負担金平準化分として、ごみ処理広域化推進費に充てるため繰り入れたものでございます。

款8項1目1節4衛生費雑入、315万8,775円は、ペットボトル有償拠出金等、資源物売払収入が主なものでございます。

款9項1目2消防債、6,330万円は、消防防災施設整備事業債で、消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の更新に充てたものでございます。

次に14ページ、15ページの歳出をご覧ください。

款1議会費は、議会定例会4回の開催に伴う費用でございます。

款2総務費では、項1目1一般管理費、8,314万9,145円は、職員4名と派遣職員4名分の人件費と事務経費が主なものでございます。

16、17ページをご覧ください。

目2財産管理費は、北アルプス市町村会館の維持管理に関わる経費。

目3情報化推進費、8,471万2,658円は、市町村と広域連合が共同利用する基幹系システム等に関わる費用であり、節13使用料及び賃借料の機器リース料が主なものでござ

います。

ページ下段から、18、19ページにかけての目4企画費は、北アルプス連携自立圏合同調査研究事業として、先進施策の視察を実施した費用でございます。

款3項1目1入所判定委員会費は、年5回開催されました、老人ホーム等入所判定委員2名分の報酬費用弁償が主なものでございます。

目2障害支援区分認定審査会費は、主に審査会委員5名の報酬費用弁償等であり、年12回、119件の審査判定がされております。

目3低所得者保険料軽減事業費、7,677万165円は、節27繰出金で、低所得者に対する介護保険料軽減の公費負担分を、介護保険事業特別会計へ繰り出したものであり、軽減対象者は6,717名でございました。

款4項1目1葬祭場費では、指定管理者による運営の2期目、5年間のうちの4年目でございます。

人体571体、動物350体の火葬業務に関わる費用と、節14工事請負費では、主燃炉側壁部耐火物等の修繕工事を行ったものでございます。

ページ最下段から20ページ、21ページにかけての目2ごみ処理広域化推進費、3億3,512万3,334円の主なものは、節12委託料では、白馬山麓清掃センター解体撤去工事施工管理業務、白馬リサイクルプラザ実施設計業務等でございます。

節14工事請負費、2億8,424万円は、白馬山麓清掃センターの解体撤去工事でございます。

目3廃棄物処理費3億8,749万7,049円では、節12委託料の施設運転管理業務焼却設備維持管理修繕点検業務が主なものでございます。

22、23ページをご覧ください。

目4リサイクル推進費6,175万6,115円では、節12委託料の資源物受入業務委託ほか、資源物の運搬処理に関わる資源物の処理費用が主なものでございます。

項2目1保健衛生費3,709万9,120円は、節12委託料では、在宅当番医制事業を大北医師会へ、在宅歯科当番医制事業を大北歯科医師会へそれぞれ委託して実施したものでございます。

ページ下段から、24、25ページにかけての、節18負担金補助及び交付金は、病院群輪番制病院運営事業補助金であり、二次救急として重症救急患者の医療を確保するために、輪番制で行っていただいております、市立大町総合病院とあづみ病院への運営費の一部を補助したものでございます。

款5消防費、8億7,469万6,944円の主なものは、節12委託料では、消防救急デジタル無線設備及び高機能指令システム設備の保守点検業務委託等によるもの。

節17備品購入費では、消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車更新が主なものでございます。

26、27ページをご覧ください。

款6土木費、3,086万7,943円では、職員3名と会計年度任用職員3名分の人件費が主なものでございます。

28、29ページをご覧ください。

款7公債費、9,047万959円は、消防防災施設整備事業など、広域連合債8件分の元金と利子の償還金でございます。

以上、款項目別に主な内容をご説明申し上げます。

31ページには、実質収支に関する調書、32、33ページには、財産に関する調書、34、35ページには、財源内訳等の決算資料、36、37ページには、連合債一覧表を、また、38ページには、市町村負担金の集計を掲載してございます。

以上で一般会計の説明を終わります。

続いて、議案第18号「令和3年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

決算書は39ページからで、主要な施策の成果では18ページからとなっております。

議案40ページ、41ページの歳入歳出決算書をご覧ください。

歳入41ページ、収入済額の最下段、決算額は、5,955万3,805円、前年度比5,395万4千円の増でございます。

42、43ページをご覧ください。

歳出43ページ、支出済額の最下段、歳出の決算額は、5,442万5千円、前年度比5,391万9千円の増となっております。

歳入歳出ともに前年度より大きく増となった主な要因は、市町村負担金の平準化に充てるため、ふるさと市町村圏基金の一部を一般会計へ繰り出したことによる、基金繰入金及び繰出金の増によるものでございます。

その結果44ページになりますが、歳入歳出差引残額は512万8,805円で、翌年度への繰越となります。

46、47ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1利子及び配当金、43万5,920円は、基金の定期預金による利子収入でございます。

款2項1目1ふるさと市町村圏基金繰入金5,402万5千円は、基金の一部を一般会計に繰り出すものでございます。

款3繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

次に、48、49ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1活動事業費、5,442万5千円は、節18負担金補助及び交付金では、ふるさと市町村基金の利息を活用し、大北管内で行われた地域振興イベントに対する補助を行ったものでございます。

なお、令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当初補助を予定していたイベントが中止となったため、代替イベントの行われた1事業に対してのみ補助金を交付しております。

節27繰出金は、市町村負担金平準化に充てるため、ごみ処理広域化推進費分として、一般会計へ繰り出したものでございます。

51ページには、実質収支に関する調書、52ページには財産に関する調書を掲載してございます。

以上で、ふるさと市町村圏事業特別会計の説明を終わります。

次に、議案第19号「令和3年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

決算書は53ページから、主要な施策の成果は22ページからとなっております。

54ページから56ページの歳入歳出決算書をご覧ください。

54ページの歳入の収入済額の最下段、決算額は、2億9,869万8,716円で、前年度比8.2%の増でございます。

56、57ページをご覧ください。

57ページ支出の支出済額の最下段、決算額は2億9,576万3,395円で、前年度比8.5%の増となっております。

歳入歳出決算額が大きく増額となりました主な理由は、虹の家大規模改修事業として、防火シャッターと照明設備の改修及び特殊浴槽の更新を行ったことが主な理由でございます。

その結果、58ページになりますが、歳入歳出差引残額は293万5,321円で、翌年度への繰越となります。

60、61ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1入所療養介護費収入、1億818万3,111円は、契約入所に関わる介護費収入でございます。

契約入所者につきましては、昨年度と比較いたしますと1,371名減少し、収入額で995万3,000円ほどの減となっております。

款1項2目1節1短期入所療養介護費収入、3,537万6,156円は、短期入所利用者に関わる介護費収入でございます。

契約入所者の減少に伴い、短期入所者の確保に努めた結果、昨年度と比較すると、利用者で1,239名、収入額で1,199万円ほどの増となっております。

款1項2目2通所リハビリテーション費収入、4,373万3,351円は、通所リハビリテーションサービス利用者5,195名に関わる介護費収入でございます。

款1項3目1施設利用料収入、5,684万8,423円は、入所系サービスと通所系サービス利用者に係わる施設利用料でございます。

なお、入所サービス利用者2名分の利用料、28万5,333円につきまして、滞納繰越処分を行っておりますが、現在、誓約書に基づいた分納により納付を進めております。

款1項4目1特定入所者介護サービス費収入366万4,948円は、介護サービス提供に関わる不足給付費の収入でございます。

62、63ページをご覧ください。

款2繰越金、363万4,033円は、令和2年度からの繰越金でございます。

款3諸収入、67万7,749円は、インフルエンザ予防接種に係る個人負担金、主治医意見書作成手数料が主な内容でございます。

款4財産収入、2万7,943円は、虹の家事業基金の積立金利子でございます。

款6項1目1虹の家事業基金繰入金、4,650万円は、防火シャッターと照明設備の改修、特殊浴槽の更新分として3,025万円、収益補填分として1,625万円を繰り入れたものでございます。

款7県補助金5万3千円は、コロナウイルス感染症に係る検査費用につきまして、県より交付された補助金でございます。

次に66、67ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1節2給料から、節4共済費までは、虹の家の職員12名分の給与でございます。

節10需用費、3,952万4,845円は、施設の光熱水費や燃料代、修繕料、消耗品、入所者の食事に関わる材料費、医薬材料等でございます。

節11役務費、342万6,029円は、寝具等のクリーニング代と施設利用者の個人負担金徴収に関わる、口座振替手数料が主なものでございます。

節12委託料、1億3,174万2,623円が、虹の家への施設運営と給食業務に関わ

る大町病院への委託料と、虹の家の大規模改修工事に関わる、監督業務等の委託料が主な内容でございます。

節13 使用料及び賃借料、272万2,154円は、寝具及び福祉用具、複写機のリース料が主なものでございます。

68、69ページをご覧ください。

節14 工事請負費、1,837万円は、防火シャッターと照明設備改修に係る工事費でございます。

節17 備品購入費、948万6,960円は、虹の家の車椅子使用の特殊浴槽の購入が主なものでございます。

節18 負担金補助及び交付金、22万3,500円は、関係団体への負担金、節24 積立金、2万7千円は、虹の家事業基金の積立金利子、節26 公課費は、公用車の車検時の重量税でございます。

71ページには、実質収支に関する調書、72、73ページには、財産に関する調書、74ページには、財源内訳等の決算資料を掲載してございます。

以上で、介護老人保健施設事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、議案第20号「令和3年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

決算書は75ページから、主要な施策の成果説明書では29ページからとなっております。

決算書76、77ページをご覧ください。

歳入77ページ、収入済額の最下段、決算額は、71億5,636万2,237円となり、前年度比2.1%の増となりました。

不納欠損額は6万4,980円、収入未済額は7,621万5,837円となっております。

78、79ページをご覧ください。

歳出79ページ、支出済額の最下段、決算額は、70億929万6,650円となり、前年度比0.4%の増となっております。

その結果80ページの歳入歳出差引残額は、1億4,706万5,587円で、翌年度への繰越となります。

なお、繰越金のうち、1億2,271万1,616円は、介護給付費等に係る、国県市町村負担金の過大交付分であり、令和4年度において、それぞれ償還する予定でございます。

82、83ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1第1号被保険者保険料収入済額は、13億9,189万5,858円であり、前年度比1.5%の増となっております。

款2項1目1市町村負担金は、保険給付費の法定分と総務費などの運営費でございます。

款4 国庫支出金、18億361万2,195円のうち、項1目1 介護給付費負担金11億7,490万5,680円は、保険給付費の法定負担分でございます。

また、項2目2及び目3 地域支援事業交付金は、介護予防日常生活支援総合事業費等にかかる法定負担分でございます。

84、85ページをご覧ください。

目6 保険者努力支援交付金及び、目7 保険者機能強化推進交付金は、介護保険事業計画のPDCAサイクルの強化や、高齢者の自立支援、介護予防等を通じた給付の適正化に向けた取り組みへの評価として、交付された補助金でございます。

目8介護保険災害臨時特例補助金、49万9千円及び、目9特別調整交付金、76万3千円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入等が減少した被保険者の保険料減免措置に係る補助金であり、対象者は17名となっております。

款5支払基金交付金、17億7,473万6千円は、40歳から64歳までの2号被保険者の医療保険からの保険料負担分でございます。

款6県支出金、10億328万9,422円のうち、項1目1介護給付費負担金、9億4,210万6,415円は、保険給付費の法定負担分でございます。

86、87ページをご覧ください。

項2目1介護保険事業費補助金、73万7千円は、社会福祉法人等が行う利用者負担軽減に対する補助であり、対象者は75人となっております。

款8項1目1低所得者保険料軽減繰入金、7,677万165円は、保険料段階第一段階から第三段階の住民税非課税世帯の方の保険料負担軽減のための公費負担分であり、一般会計から繰り入れるものでございます。

90、91ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1一般管理費、8,800万7,502円は、職員6名分の人件費のほか、節12委託料は、介護保険ソフト保守業務介護保険システム再構築業務委託等が主な内容でございます。

項2徴収費、491万6,164円は、保険料徴収のための郵送料などが主なものでございます。

項3目1介護認定審査会費、1,230万8,463円は、節1報酬が主なものであり、保健、医療、福祉の有識者25名が5グループに分かれ、認定審査会を年間93回開催し、2,929件の審査判定を行ったものでございます。

92、93ページをご覧ください。

目2認定調査等費、3,201万4,561円は、節1要介護認定調査を行う会計年度任用職員7名分の報酬と節11役務費、主治医意見書作成手数料が主なものでございます。

項4目1趣旨普及費、100万3,975円は、節10需用費、印刷書製本費では、年3回発行しております、介護保険広報紙井戸端かいごの印刷代等となっております。

項5目1計画策定委員会費、122万4,820円は、節10第8期介護保険事業計画の啓発用冊子、北アルプスの介護保険の印刷製本費が主なものでございます。

項6保健福祉事業費、1,296万2,157円は、社会福祉法人等による低所得利用者に対する、利用者負担軽減補助事業等が主なものでございます。

94、95ページをご覧ください。

款2保険給付費は、総額63億2,311万6,677円となりました。

項1介護サービス等諸費、58億5,893万3,235円は、要介護1から要介護5の方が利用された、居宅及び施設介護サービスに対する給付費で、前年度比1.0%の増でございました。

96、97ページをご覧ください。

項2介護予防サービス等諸費、1億1,658万6,239円は、要支援1,2の方が利用された介護予防サービス給付費で、前年度と比較しますと、1.3%の減となっております。

98、99ページをご覧ください。

項4高額介護サービス等費、1億2,650万1,652円は、利用者負担が一定額を超えた場合の給付でございます。

項5 高額医療合算介護サービス等費、2,042万8,851円は、介護保険と医療保険の利用者負担が、高額介護サービス等費を控除してもなお一定額を超えた場合の給付でございます。

100ページ、101ページをご覧ください。

項6 特定入所者介護サービス等費、1億9,487万6,792円は、施設等利用時の食費及び居住費について、低所得利用者に対する負担軽減のための補足給付であり、預貯金等の条件見直し、段階の細分化などの、令和3年度の制度改正により、前年度比19.6%の減となりました。

款3項1目1 給付費準備基金積立金、1億4,620万7千円の主なものは、第1号被保険者の保険料1億1,269万円余、その他、国庫負担金、県費負担金の過年度精算分を積み立てるものでございます。

款4 地域支援事業費、3億6,099万5,630円は、要介護状態へ移行しないために行う介護予防、総合相談及び認知症対策、権利擁護等の事業を主に構成市町村へ委託して実施するものと、介護予防、日常生活支援総合事業の実施に係る費用でございます。

104、105ページをご覧ください。

款5項1目2 償還金、2,653万9,701円は、令和2年度において、過大に交付された国庫負担金、支払基金交付金等の償還金となっております。

107ページには、実質収支に関する調書、108ページには、財産に関する調書、109ページには、財源内訳等の決算資料を掲載してございます。

以上で、介護保険事業特別会計の説明は終わります。

次に、議案第21号「令和3年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

決算書は111ページから、主要な施策の成果説明書では、38ページからとなっております。

決算書112、113ページをご覧ください。

歳入113ページ、収入済額の最下段、歳入の決算額は135万9,299円で、前年度比73.2%の減となっております。

114、115ページをご覧ください。

歳出115ページ、支出済額の最下段、歳出の決算額は135万9,299円で、前年度比67.5%の減となっております。

歳入歳出減の要因は、新型コロナウイルス感染拡大により、令和2年4月から休診となった北アルプス平日夜間小児科内科急病センターが、令和3年度におきましては、1日も診療を行うことができなかったことによるものでございます。

次に116ページをご覧ください。

歳入歳出合計はともに135万9,299円であり、歳入歳出差引残額は0円、繰越金はありません。

118、119ページの歳入をご覧ください。

款2項1目1 市町村負担金、32万9,552円は、センター運営のための負担金でございます。

款6項1目1 物品売払収入は、12万8,924円で、急病センター廃止に伴う不要物品の売り払いによるものでございます。

120、121ページの歳出をご覧ください。

款1 総務費のうち主なものは、節10 需用費では、当センター廃止に伴う原状回復のための修繕料、節11 役務費は、当センター廃止に伴う不要品の廃棄手数料でございます。

123 ページには、実質収支に関する調書、124 ページは、財産に関する調書と財源内訳等の決算資料を掲載してございます。

なお、急病センターにつきましては、今後のあり方を運営協議会で検討するとともに、大北医師会と関係機関団体等の協議の上、令和3年度末で廃止となりましたことから、平日夜間救急医療事業特別会計も、令和3年度をもって廃止することとなりました。

平日夜間救急医療事業特別会計決算の説明は以上でございます。

最後に、議案第22号「令和3年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

決算書では125 ページから、主要な施策の成果説明書では40 ページからとなっております。

決算書126、127 ページをご覧ください。

歳入の127 ページ、収入済額の最下段、決算額は2億1,960万8,642円、前年度比2.9%の増でございます。

128、129 ページをご覧ください。

歳出129 ページ、支出済額の最下段、決算額は1億9,709万2,215円、前年度比4.0%の増となっております。

その結果、130 ページでございますが、歳入歳出差引残額は2,251万6,427円で、翌年度への繰越となります。

132、133 ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1 鹿島荘負担金、1億5,475万1,926円は、市町村からの鹿島荘の運営費、改築事業の連合償還に係るものと、鹿島荘の事業収入とある、生活短期宿泊事業老人保護措置費に関わる負担金でございます。

生活短期宿泊事業の延べ利用者は930人、前年度比198名の減でございました。

また、措置入所者は延べ1万7,920人、前年度比209名の減となっております。

款2項1目1 ひだまりの家収入、2,470万4,271円は、ひだまりの家利用者9名分の介護保険給付費収入で、前年度比9万3千余の増、目2 ひだまりの家施設利用料収入1,125万5,386円は、介護保険利用者負担分のほか、入所者の施設使用料、光熱水費と燃料代、食材料費で、前年度比8万2千円余の減でございました。

款4項1目1 鹿島荘繰越金1,876万3,477円は、鹿島荘分の令和3年度繰越金で、目2 ひだまりの家繰越金519万7,762円は、ひだまりの家分の繰越金でございます。

134、135 ページをご覧ください。

款6項1目1 鹿島荘寄付金、405万5,749円は、元入所者の遺言による寄付金399万5千円余が主なものでございます。

款7項1目1 社会福祉施設代替職員雇用事業補助金、12万8,760円は、職員の産前産後休暇取得に伴う代替職員の補助に対する県費の人件費補助でございます。

136、137 ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1 管理費、1億1,233万8,113円の主なものは、職員9名分の人件費と支援員7名、給食調理員4名、及び看護師2名の報酬、節12 委託料は、清掃業務委託、給食調理補助業務委託などでございます。

節24 積立金は、元入所者からの遺言による寄付金を、新たに鹿島荘事業基金を新設して、

寄付相当額を積み立てたものでございます。

目2生活費、3,325万1,106円は、措置入所者50名と生活短期宿泊事業入所者の日常生活に関わる費用でございます。

主なものは、節10需用費では、おむつ等の消耗品、燃料費、光熱水費、賄材料でございます。

なお、給食につきましては、昨年8月より直営方式から調理済み食材を購入し、再加熱等をして配膳する方式へ変更しております。

138,139ページをご覧ください。

節11役務費の手数料は、入所者の健康診断、シーツなどのクリーニング代、節13使用料及び賃借料は、通信カラオケ使用料、節19扶助費は、入院患者の日用品のほか、介護保険サービス利用に関わる費用などでございます。

項2目1ひだまりの家運営管理費、3,678万1,591円は、人件費では、職員2名と介護員10名分の人件費、その他入所者9名分の日常生活費、施設の維持管理費用で、主なものは、節10需用費の燃料費、光熱水費、賄材料費でございます。

節12委託料では、訪問看護業務委託料、92万4千円が主な内容でございます。

節17備品購入費は、冷蔵庫が老朽したため更新を行っております。

節24積立金では、ひだまりの家事業基金に積み立てるものでございます。

この結果、ひだまりの家事業基金の残高は2,464万8千円となっております。

ページ下段から、140,141ページをご覧ください。

款2項1鹿島荘公債費1,472万1,405円は、鹿島荘改築事業の起債償還の元金及び利子でございます。

なお、改築事業に関わる償還金は、令和4年度で終了となります。

143ページは、実質収支に関する調書、144、145ページは、財産に関する調書、146ページは、連合債の一覧表を掲載してございます。

以上、各会計の主な内容につきまして、ご説明を申し上げます。

ご審議の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 日程第4の途中ではありますが、ここで11時35分まで休憩といたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時35分

○議長（二條孝夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事に入る前に、事務局長より訂正の発言がありますので、これを許すことといたします。
事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） すいません先ほどのですね、議案の提案説明の際に、一部数字等に誤りがありましたのでお詫びして訂正をさせていただきたいと思っております。

訂正いただきたい箇所はですね、先ほど議案第19号、介護老人保健施設事業特別会計の提案説明の際に、60ページ61ページの歳入、款1項1目1節1短期入所療養介護費収入、3,537万6,156円と申し上げましたが、正確には3,537万6,158円の誤りでございましたので、お詫びして訂正をさせていただきたいと思っております。

○議長（二條孝夫君） 以上のとおりといたします。

それでは日程第4の議事を継続します。
続いて、監査委員に監査報告を求めます。
川上監査委員。

〔監査委員（川上雅嗣君）登壇〕

○監査委員（川上雅嗣君） それでは、決算審査報告を申し上げます。

令和3年度の決算審査は、議会選出の中牧監査委員と私、川上の両名で行いましたので、代表して審査報告を申し上げます。

去る7月8日、広域連合長から審査に付されました、地方自治法第233条第2項の規定による、令和3年度北アルプス広域連合一般会計及び特別会計の歳入歳出決算及び附属書類、同法第241条第5項の規定による基金の運用状況を示す書類について審査を行いました。

審査の概要について報告いたします。

決算審査は7月22日に広域連合事務局があります、北アルプス市町村会館において実施いたしました。

審査の方法でございますが、令和3年度北アルプス広域連合一般会計特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、また、基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、また、予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類等の照合により、審査を行いました。

審査の結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類、基金の運用状況を示す書類は、いずれも正確であると認められ、また、予算、事務事業の執行についても、概ね適正であったと認められました。

ここで若干の説明、意見を加えさせていただきます。

広域連合各会計の財源については、市町村負担金はその根幹を成しており、この内、一般会計では、歳入の約81%、17億6,513万円余が市町村からの負担金であります。

構成5市町村では、平成28年度から、圏域独自の北アルプス連携自立圏を構築し、人口減少、少子高齢化社会にあっても、圏域住民が安心して快適な暮らしを営むことができる、活力ある経済生活圏の形成に向けて、共通の事務事業を効率的に行えるよう、市町村が相互に協力して、移住定住や若者交流などの事業を推進しております。

新型コロナウイルス感染症や物価の上昇などの影響により、厳しい財政状況下にあっても、それぞれ創意工夫による財政運営がされており、広域連合職員においても、十分な事務事業の評価、点検、検証を行い、市町村財政の負担軽減に配慮し、有利な起債や国、県の補助事業を活用した計画的かつ効率的な財政運営に努めていただきたい。

まず一般会計では、北アルプス広域葬祭場の管理運営について、平成25年度の指定管理者制度導入前と比較し、利用者へのサービス向上と経費の節減が図られております。

令和3年度は老朽化による空調機器の更新を公募型プロポーザル方式によるリース契約としたことにより、維持管理経費の削減が見込まれます。

葬祭場の施設及び機械設備の修繕等にあたっては、点検結果に基づき計画的に行うとともに、引き続き適正な指定管理料による施設の運営管理をお願いしたい。

次に、ごみ処理広域化について、北アルプスエコパークの稼働により、3市村の広域的なごみ処理が行われていますが、令和3年度は、白馬山麓清掃センターの解体撤去工事及び令和4年度建設予定の白馬リサイクルプラザの実施設計業務が行われました。

資源物の受け入れ関係では、大町リサイクルパークを中心に、北アルプスエコパーク及び

令和3年4月から稼働した、白馬リサイクルセンターでの一般廃棄物処理基本計画に沿った施設運営が行われており、今後ごみの減量化、再資源化をさらに推進し、循環型社会の構築に向けた取り組みを図るように努められたい。

次に消防関係では、導入から20年余が経過した消防ポンプ自動車1台と、平成22年度に導入し、医療機器の性能低下に加え、走行距離も約30万キロとなった、高規格救急自動車1台が更新されました。

近年の気象変化に伴い、当地域においても大規模災害の発生が危惧されており、防災力の強化が求められる中、新型コロナウイルス感染症の影響により、住民参加型総合防災訓練や、火災発生時の初期消火、避難訓練等の実施が難しい状況ではありますが、感染症対策をとりながら、地域住民等への訓練指導を引き続き実施していただき、既存の車両や装備等を効率的に活用しながら、地域の防災力の向上が図られるよう努められたい。

次に、ふるさと市町村圏事業特別会計では、基金運用益を財源とし、構成各市町村が行う祭り、イベントへの補助金交付が主な事業となっていますが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、多くのイベント等が中止となり、補助金交付実績は1件となりました。

景気回復の鈍化等により、金利が低い状態が続いていることから、事業内容の見直しや基金の運用方法についても、引き続き検討をお願いしたい。

次に、介護老人保健施設虹の家の運営については、新型コロナウイルス感染症の影響や施設の大規模改修実施に伴い、施設の利用が控えられたこともあり、入所者数は前年と比較して減少しているが、通所リハビリテーションでは1日平均の利用者数が、前年度比0.1%の微増となっています。

施設運営経費は、介護給付費収入等で賄うことが基本ですが、管内の特別養護老人ホーム等の整備が進み、入所までの待機施設としての利用が減少したことで、収益の確保が厳しい状況となっております。

また平成9年に建設された虹の家は、今後、施設や設備の大規模修繕が予想され、早急に経営の改善と今後の方向性について検討する必要があり、その取り組みについてのスケジュールを明らかにしていただき、早期にその方向性を決定、実行することで、健全な経営状態となることを期待します。

次に、介護保険事業について、保険料全体の収納率は94.8%で、前年度と比較し0.1%の減となっております。

調定額に対する収入未済額は7,621万5千円余であり、今後も保険料負担と給付の公平性を確保する面からも、市町村との連携により、効率的な滞納整理を進められたい。

また、平成27年度介護保険法改正による保険料賦課の遡及期間の取り扱いについて、一部で遡及賦課誤りがあったことから、制度改正時の事務処理方法の見直しや、担当課、係内の情報共有、複数での内容確認など、再発防止に努めていただきたい。

保険給付費については、前年度と比較し1,079万円余、0.2%の増加となっている。

令和3年度は、第8期介護保険事業計画の初年度であった。

計画の基本目標である、地域包括ケアシステムの深化推進に向け、9つの重点施策を位置付けて、それぞれ取り組みがなされております。

当圏域は、高齢者人口の割合が高いことから、一人暮らしや高齢者のみの世帯への対応として、サービス基盤整備など、計画の基本理念である、住み慣れた地域でともに支え合いながら、安心して自分らしい生活を続けることのできる、地域共生社会の実現を目指した介護保険制度の運用に努められたい。

次に、平日夜間救急医療事業特別会計については、平日夜間小児科内科急病センターが新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月から休診しており、令和3年度は診察を行うことができなかった。

同センターは、年々受診者が減少し、診療を担う開業医の高齢化や減少により、令和3年度末をもって廃止となり、これに伴い平日夜間救急医療事業特別会計も廃止となりました。

今後の一次救急体制の確保や支援については、大北医療圏地域医療構想調整会議で協議されることとありますが、圏域住民が安心できる体制整備を望みます。

最後に、養護老人ホーム鹿島荘、グループホームひだまりの家について、令和3年度の鹿島荘入所者は延べ人数で、1万7,920名であり、前年度と比較して209名の減となり、11名の死亡退所がありました。

また、生活短期宿泊事業については、延べ人数で930名であり、前年度と比較して198名の減となりました。

養護老人ホームである鹿島荘にあつては、構成市町村等に対し、措置入所の協力を求めるなど、定員満床に向けた努力を引き続きお願いする。

また、入所者の高齢化や重度の要介護認定者が増加しており、職員に対する負担が増えていくうえ、夜間勤務や専門的な知識等を必要とする職場であることから、人員の安定的な確保が慢性的な課題となっており、現在、会計年度任用職員として勤務している生活相談員、支援員、介護員等の職種において、今後高齢化による退職者の増加が見込まれる中で、人員の確保がさらに困難となることが予想されます。

これらの状況を踏まえ、今後の安定的な施設運営をどのように維持していくかについて、早期に検討されたい。

その他詳細につきましては、意見書をご覧くださいませようお願ひし、以上で決算審査報告を終わらせていただきます。

○議長（二條孝夫君） 日程第4の途中ではありますが、ここで昼食のため、1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（二條孝夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4の議事を継続します。

それではこれより質疑に入ります。

まず、議案第17号「令和3年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 担当委員会の案件なんですけど、広域連合長の見解を聞く可能性があるんですけど、1点伺っておきます。

38ページに、一般会計の市町村の負担金集計表があります。

このうちごみ処理広域化推進費負担金ですけども、小谷村と大町市は負担金を計上されるものが、白馬村については0円となっております。

この理由について、説明をいただきたいと思ひます。

○議長（二條孝夫君） はい、施設整備推進係長。

○施設整備推進係長（伊藤達男君） はい。

ただいまのご質問にありました、白馬村が0円という内容につきましてお答えします。

ごみ処理広域化推進費につきましては、白馬山麓清掃センター解体撤去工事費用で、3市村において資金の準備の仕方が異なっておりまして、大町市さんと小谷村さんにつきましては、過疎債等の有利な起債を借り入れて、負担金の財源としております。

白馬村さんにおきましては、有利な起債等がございませんので、白馬村の負担金相当分を、ふるさと市町村圏基金を取り崩し、一般会計へ繰り出しを行っております。

白馬村さんは、平準化を図るために令和4年度から10年間で負担することとしています。

なお、この負担金は、一般会計からふるさと市町村圏事業特別会計へ償還し、基金へ積み立てを行うこととしております。

決算書で言いますと、47ページで、ふるさと市町村圏基金より繰り入れを行い、48ページにおきまして、同額を一般会計へ繰り出して、13ページで、一般会計に繰り入れを行って完了となっております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 小谷村と大町市は過疎債の対象になると、それが若干有利になると、起債になってるということですが、逆に言えば過疎債の対象になってない白馬村というのは、財政事情については、大町、小谷よりも、そういう点では良好であるという見方もできるわけです。

そういった視点からの検討というのはされた経過があるのでしょうか。

○議長（二條孝夫君） はい、施設整備推進係長。

○施設整備推進係長（伊藤達男君） はい、お答えします。

今回のふるさと市町村圏事業特別会計からの繰り入れにつきましては、白馬村さんからのご依頼によりまして行っているものでございます。

以上です。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 確かに過疎債ってのは有利な起債ということはわかります。

ただ過疎になるということは、それなりに不利な自治体の財政事情を救済するために、国がとってる措置であって、そういう視点から見たら、この過疎債の有利な起債分だけ補填するってのは、また逆の不公平性を生む可能性もあるわけですが、そういった議論というのは、この経過の中ではなされてきてないということでしょうか。

○議長（二條孝夫君） はい、施設整備推進係長。

○施設整備推進係長（伊藤達男君） お答えします。そのとおりでございます。

○議長（二條孝夫君） 他にありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

続いて議案第18号「令和3年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入

歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑ありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

続いて、議案第19号「令和3年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○5番(大和幸久君) この議案につきましては令和3年の入所とか通所、利用者数、利用率とも昨年より減少をしております。

ここ数年間では、減少に歯止めがかからない状況でありまして、決算審査意見書でも、収益の確保が難しい状況であり、施設設備の大規模改修もあり、早急に経営の改善と今後の方向性についての検討を、早期に実行することが必要と指摘されております。

そこで、最初の質問ですけれども、3年度において実施してきた、利用者増の具体策について伺います。

もう1点は、コロナ対策の感染症については、どんな対策をしてきたのか、2点、まず説明をいただきたいと思えます。

○議長(二條孝夫君) はい、虹の家事務長。

○虹の家事務長(相沢進君) 令和3年度において、実施いたしました利用者増の具体的対策についてのお尋ねにお答えいたします。

例年、契約入所が落ち込む時期は9月から12月となっております。

この期間につきましては、冬季期間を利用されている方、又はそのご家族やケアマネージャーに短期での入所をご案内して、利用者の確保に努めているところでございます。

併せて、地域のケアマネージャーさん等にお願ひし、家から出たことがない方の情報をいただきまして、それらの皆様にお試しでの利用を進めるなどをして、取り組みを行っております。

もう1点、3年度において実施してきた新型コロナの感染対策についてのお尋ねにお答えいたします。

虹の家を利用されている皆様につきましては、施設に入所される前に体温チェックをして、手の消毒を行っていただいた後、ご利用をいただいております。

また、同居以外の方と接する機会がある利用者につきましては、その都度、施設担当職員にご相談いただくようお願いしております。

ワクチン接種につきましては、契約入所の方に対しまして、3回目まで実施済みとなっております。

職員につきましては、大町病院の感染対策室の指示のもと、年間を通して、勤務前の検温と健康チェックを実施しております。

なお、職員のワクチン接種につきましては、全職員を対象に3回目まで実施済みとなっております。

家族などでやむを得ない事情で施設を訪れる場合は、検温チェックと、住所等の記載をしていただいてから、施設内に入るようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長(二條孝夫君) はい、大和幸久議員。

○5番（大和幸久君）　こういう中で利用者増の具体策を聞いたわけですが、結果的には具体策に結びついてきてないというのが結果であると。この点については、今後どのような対応を考えているのか。

併せて、今までも経営改善委員会でしたっけ、委員会をやってきてるんですけども、この委員会ってのはどんな内容が検討されて、こういう状況に対してはどんな委員会としての対応策というのが出されてきているのか、その2点について改めて説明ください。

○議長（二條孝夫君）　介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君）　はい、ただいまのお尋ねにお答えします。

まず、経営改善委員会、これにつきましては、平成29年に施設の職員、病院の職員、あと、管内の老健に関わっている事業者の方を委員として検討を行っているところでございます。

これにつきましては、その改善委員会から、指示というか提言を受けてる部分でございますが、入所の稼働率は95%以上、それから通所の利用人数は18人以上というようなことで、提言を受けております。

このようなことを踏まえ、現在、なかなか入所者等の確保ができていないわけですが、引き続き、管内の居宅介護支援事業所、市町村等をお願いをして、利用者の確保に努めてまいりたいと、そんなふうに考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（二條孝夫君）　はい、事務局長。

○事務局長（戸谷靖君）　はい。

私の方からも補足してご答弁させていただきたいと思います。

先ほどですね、課長からご説明ありました、平成29年度の検討の場ですけども、正確には、介護老人保健施設事業虹の家施設運営検討会という名称で検討を行ってきております。

安定した利用者の確保ということを目的に、提言をいただいております、その中では、先ほどご答弁ありましたように、入所者利用率95%以上、通所利用者1日18人以上ということで提言をいただいております。

それからですね、これらの調査報告、提言を受けまして、令和2年には業務改善委員会という組織におきまして黒字化を目指すための稼働率の向上、収入の増加、支出の削減等について協議を重ねまして、具体的な対応といたしましては、支援相談員の強化ということで1名体制から2名体制への増員、短期入所の活用による空床対策、通所リハビリの定員増、これ20名から24名に増員しておりますが、その定員増と時間延長、理学療法士の増員、それから派遣職員の年齢構成の見直し、人事面では、会計年度任用職員の採用の病院への一本化、他施設への施設の機能の見直しなどの課題が出されまして、検討を行い業務改善方針等を定めてきております。

しかしながらですね、先ほどの課長からの答弁もありましたように、いろんなですね、近隣の老人福祉施設等の整備が進むにつれまして、年々契約入所者が減少し、これまでの対処方法といたしましては、契約入所者の減少分を短期入所で何とか穴埋めし、しのいでいるという運営状況になっておりました。

そうしたことからですね、これまでのそういった検討の成果が具体的な数字として収支改善に現れてないという状況が見られますことから、これまでの方法とは異なる、今回また補正の方でもご提案いたしますけれども、専門的な知識のある識見者、これに具体的に加わっていただきまして、これまでとは異なる方法を用いて行うべきということで検討を進めているところでございます。

私からは、以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

続いて議案第20号「令和3年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、議案第21号「令和3年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

続いて議案第22号「令和3年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

中牧盛登議員。

○4番（中牧盛登君） 担当委員会ではありますが、大事なことなのでお聞きをしたいと思います。

決算審査意見書に、鹿島荘入所者の高齢化や重度の要介護認定者が増加してきていること、そのため職員の負担が増加していること、さらには職場人員の安定的な確保が慢性的な課題として取り上げられていること、このことに関連して3点質疑を行いたいと思います。

1点は、盗みぐせのある女性が松本市から入所して2ヶ月になるとのことですが、この女性について、松本市からは、盗みぐせは治療により完治したと報告されています。

しかし、実際には全く完治しておらず、鹿島荘の施設内が非常に乱れ、職員が何とか退所させて欲しいとお願いをしているようですが、退所できない理由は何なのでしょう、お聞きします。

2つ目、鹿島荘内の入所者、男女間の交際に関する節度が大変乱れていると耳にしましたが、現在どのような状況になってるのかお聞きします。

3点目、鹿島荘に働いている、会計年度任用職員6名から7名が、退職したい旨の意思表示がされたと聞いてます。

退職したいとする理由は何なのか、お聞きします。

○議長（二條孝夫君） 鹿島荘所長。

○鹿島荘所長（西澤美千夫君） はい。

それではただいまご質疑の3点について逐一説明をさせていただきます。

まず1点目は、松本市から入所した方の盗癖といいますか、その件について、退所できない理由は何かということでございますが、この方につきましては7月の13日に松本市の方の病院から、直接当鹿島荘の方へ入所いたしました。

その前段です、うちの方も、ただ良いよってわけにいきませんので、6月の25日頃だと思いましたが、うちの相談員と、主任支援員の方がその病院の方へ訪問して、こういう時期ですので直接対面でのお話はできなかったわけですが、オンラインで様子をお聞きしたり、また松本市の担当者の方も一緒に同席をして事情を聞いたところ、病院からの診療情報提供書にはですね、議員ご指摘のとおりに一応この盗み癖は治っていますか、盗癖は、完治してるといふふうに記載してございました。

それは確認してございますが、そういうことならまあいいでしょうということで、4月13日に入所したんですが、それから3日くらい後から、施設内の他の入所者の部屋へ勝手に入り込んで、個人の持ち物を盗んで、全然違う場所に置いたりということがもう毎日のように繰り返されておりました。

そこでうちの方といたしましても、これはもうちょっと、鹿島荘の方では対応できないよということで、措置元の方へ連絡をいたしまして、担当者と話して何とかしてくださいということをお願いしてきたわけでございます。

その後、盆明けでございますけども、うちの担当課長と、松本市の課長補佐さんの方で話をしまして、そういうことですから、うちでは面倒見切れない、わかりました、何とか対応しますという話で、現在、また元に戻すといえますか、どちらの方へ退所するかはうちの方がいろいろ言える立場ではありませんけども、連日のように松本市の方へ電話をしてお願いをしているという状況でございますので、もうちょっと時間がかかるんじゃないかというように思っております。

それから2点目の、男女間の関係につきましては、先月の23日でございますけれども、鹿島荘の方から、私の方に電話がありまして、男女の間でちょっと不適切な関係といえますか、行為が見受けられるということで、所長すぐ来てくださいますということで、すぐに行きまして、職員から事情を聞いたらですね、そういう行為になる寸前で辞めさせたということで、私が、とりあえずですね、男女1人ずつ呼びまして嚴重注意をいたしました。

それだけでは駄目だということで、措置元からですね、それぞれ担当課長と担当者に事情を話して、お越しいただいてですね、うちの相談員と私が同席をする中で、ここはそういうことをする施設ではないので、今度そういうことがあればもう退所していただきますよということで、念押しをして嚴重注意したということで、現在は、お話し程度はしておりますが、そういう状況でございます。

それから、会計年度任用職員の退職申し出があるというようなことではございますが、これはまだ退職届っていう形で出てきておりませんが、やはり先ほどの1点目、2点目の理由が大きくなってるんじゃないかというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 中牧盛登委員。

○4番（中牧盛登君） 質疑ですのであまりできませんがね、要するに今、鹿島荘の中が非常に風紀が乱れてると言わざるをえないんですね。

それをなぜ早く処置できないのか、ここが一番問題なんですけどね。

最初の松本市の女性の場合だったら、治療のための入院だってあるはずなんですけど、いくらでも手があるはずですよこれ、もう少し時間がかかるってような答弁はね、失礼だ。

いずれにしても、この1点、2点のことが、今回退職したい人たちの理由になっているということは間違いないところでありまして。

とにかくどうして時間がかかるのか、措置に、どうして時間がかかるのかそこだけ教えて

ください。

○議長（二條孝夫君） 鹿島荘所長。

○鹿島荘所長（西澤美千夫君） はい、それではお答えいたします。

時間がかかる理由でございますが、結局です物じゃありませんので、人間をこう出ているっていただくことですので、勝手にそこらに出てってもらったわけにはいきませんので、ちゃんと道筋をつけて、新しい入院先だとか入所先だとか、そういうものをしっかり決めてからでないといけないというのが、ちょっと時間がかかってしまっている理由ということだと、そういうふうに認識しております。

○議長（二條孝夫君） はい、中牧盛登議員。

○4番（中牧盛登君） 所長の気持ちはわかるけどね、毎日働いてる人達は、すげえ大変なんですよ。

だから、入院をさせるとか、とにかく2ヶ月もほったらかしにしてんだから、とにかく、1日でも早く退所させていただきたい。

以上。

○議長（二條孝夫君） 中牧盛登議員に申し上げます。

質疑の時間ですので、意見で終わらないようにお願いをします。

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

以上の6議案の審査は、配布してあります付託表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

次に、議案第23号「令和4年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました、議案第23号「令和4年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第1号）」について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和3年度決算に伴う繰越金の確定や、市町村負担金の精算が主な内容となっております。

議案1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、5,113万1千円を追加し総額を、20億135万4千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1市町村負担金、1,177万6千円の減は、廃棄物処理費では、歳出における委託料の減によるもの、土木事業費負担金では、事業量の見込み増によるものでございます。

款7繰越金6,290万7千円の増は、令和3年度決算に伴う、前年度繰越金の確定によるものでございます。

次に、10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款2総務費項1目1一般管理費、702万円の増は、節1報酬では、令和5年度以降の北アルプス広域葬祭場の指定管理者選定に係る委員報酬を計上するものでございます。

節12の委託料は、耐用年数を経過し老朽化している、総合行政ネットワークLGWANのシステム更新業務を委託するものでございます。

節22償還金利子及び割引料では、令和3年度の決算額の確定により、市町村負担金を、令和4年度において精算するものでございます。

次の目3情報化推進費、目4企画費、続く款3民生費の増につきましても、市町村負担金の過年度償還金によるものでございます。

款4衛生費、1,820万1千円の増につきましては、目2ごみ処理広域化推進費及び目4リサイクル推進費は、市町村負担金過年度償還金によるもの。

目3廃棄物処理費では、節12委託料、1,500万円の減は、焼却設備維持修繕点検業務委託料の確定によるものでございます。

款5消防費の増につきましても、市町村負担金過年度償還金によるものでございます。

款6土木費、640万円の増につきましては、節1報酬から節4交際費までは、業務量の増加に伴い、事務補助を行う会計年度任用職員1名を雇用するものでございます。

節24積立金は、土木事業基金積立金でございます。

款9予備費、246万6千円の増は、歳入歳出の調整となっております。

14ページ、15ページは、給与費明細書、16ページは、今回の補正に伴います市町村負担金一覧表でございます。

なお、廃棄物処理費及びリサイクル推進費につきましては、令和2年度の処理実績による協定割の見込みから、令和3年実績による確定値に変更をしております。

17ページは、市町村負担金精算額、過年度償還金の内訳となっております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありますか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 担当委員会の案件ですけれども、1,500万という金額ですので確認しておきます。

衛生費の廃棄物処理費、委託料1,500万の減額は、確定によるという説明がありましたけれども、どのような内容で確定した結果なのか、もう少し詳しく説明いただきたいと思っております。

○議長（二條孝夫君） エコパーク管理係長。

○エコパーク管理係長（西山孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1,500万の焼却設備維持修繕点検業務委託料の1,500万の減ということでございます。

ここにつきましては、令和4年度の処理見込みとして、10月に予算見積を業者の方からいただきました。

それで11月から2月にかけて点検整備を行って、翌年度の整備内容の確定をしたところ、耐火物の入れ替えだとかということにつきましても、ガス冷却設備の部分について、4年の対応年限を持っているんですけれども、状態が非常に良いということもございます、それらのところについては、令和4年度の中に含めなくても大丈夫だということで、当初契

約に至ったところであります。

いずれにしてもガス冷却設備のところに対する修繕の部分が、今回減額となった理由でございます。

以上であります。

○議長（二條孝夫君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第23号は、各常任委員会に付託をいたします。

続いて議案第24号「令和4年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました議案第24号「令和4年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和3年度決算の確定に伴う繰越金の確定によるもののみでございます。

議案1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、161万1千円を追加し、総額を、3,556万2千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款3繰越金161万1千円の増は、令和3年度決算の確定に伴う繰越金の増でございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款2予備費の増は、歳入歳出の調整でございます。

以上ご説明申し上げましたが、ご審議の上ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質問を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第24号は、総務常任委員会に付託をいたします。

続いて議案第25号「令和4年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました、議案第25号「令和4年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に、509万3千円を追加し、歳入歳出予算

それぞれの総額を2億7,290万8千円とするものでございます。

今回の補正は、令和3年度決算額の確定に伴う繰越金の補正と、令和3年度虹の家の管理運営業務に関わる委託料の精算、虹の家経営改善と今後の方向性を検討するための費用につきまして、補正を行うものでございます。

最初に8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1項3目1施設利用料収入のうち、節2滞納繰越分施設利用料、28万4千円につきましては、令和3年度分の施設利用料につきまして、滞納繰越があったことに伴う補正でございいます。

款2項1目1繰越金、31万5千円の減につきましては、令和3年度決算額の確定に伴い、令和4年度の繰越金の予算額を減額するものでございます。

款6項1目1虹の家事業基金繰入金は、大町病院に支払う令和3年度分の施設管理運営委託料に精算が生じたことから、令和4年度において支出するため、基金から500万円の繰り入れを行うものでございます。

款7項1目1県補助金、12万4千円の増は、コロナウイルス感染症に関わる自主検査費用に関わる補助金でございいます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1介護老人保健施設事業費のうち、節1報酬の5万円は、虹の家の経営改善や今後の方向性につきまして、虹の家経営改善委員会を立ち上げて検討を行うため、委員に支払う報酬を計上しております。

節1.2委託料、600万円の増は、大町病院へ支払う施設管理運営業務に関わる委託料の精算分500万円と、虹の家の経営改善と今後の方向性の検討にあたり、識見のある有識者、いわゆるアドバイザーを依頼し、助言やサポートをいただくための委託料100万円を計上したものでございます。

款2予備費、95万7千円の減につきましては、歳入歳出の調整でございいます。

12ページは、給与費明細書でございいます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 1点目はですね、経営改善委員会の報酬が5万円増額となっております。

この経営管理委員会の構成というのはどうなっているのか。

委員会の今後の検討スケジュール等、またその方向性ってのはどのように考えているのか、まず説明ください。

それから2点目はですね、施設運営委託料過年度精算分ということで、600万円計上されてます。

今の説明では、そのうち経営アドバイザー料が100万円で、残りの500万円が過年度精算分ということでもいいと思うんですけども、この過年度精算分の500万円ってのは、今までにない手法です。

これ単年度経費という原則からいったら、昨年分が今頃請求書が来て、これを負担すること自体が異常なことだと思うんですけども、これを良しとする根拠というのは何なのか説明いただきたいと思ひます。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） はい、ただいまのお尋ねに、随時お答えします。

最初に、経営改善委員会のメンバーと今後のスケジュールについてのお尋ねでございます。

経営改善委員の構成メンバーと今後のスケジュールでございますが、最初に経営改善に関わる検討委員会のメンバーでございます。

この内容といたしましては、大北医師会より1名、大町市社会福祉協議会から1名、市立大町総合病院から、事務職と先生をそれぞれ1名、専門的な知識を有する方を1名、それから、アドバイザーとして県の事業所指定等を行っている担当課の職員1名の、合計6名を予定しております。

委員会のこれからのスケジュールでございますが、本年12月中旬をめどに、今後の方向性と経営改善に関わる中間報告について、正副連合長会議等へ報告をさせていただき、議会への中間報告につきましては、令和5年2月定例会において報告させていただく予定としております。

また、最終報告につきましては、令和5年3月末をめどに、正副連合長会議等に報告し、議会への報告は、令和5年5月議会で報告する予定としております。

それからもう1点、補正予算のお尋ねでございますが、委託料の今回の提案理由でございます。

今回の補正予算の委託料でございますが、主な内容といたしましては、虹の家の施設運営委託料の過年度精算分として500万円、虹の家の経営改善と今後の方向性について、専門的な知識を有する方に助言と支援をいただくための委託料として100万円を計上させていただいております。

虹の家の配置職員や職員管理等につきましては、委託契約に基づき、その全てを大町総合病院において行っていただくとともに、その費用につきましては、その全てを虹の家で負担する内容となっております。

このような契約を締結する中で、令和3年度において虹の家に勤務する職員1名が、5月より産休と育休を取得しております。

本来であれば、議員ご指摘のとおり、産休及び育休に関わる代替職員につきましては、会計年度任用職員を採用して対応するものと考えておりますが、この会計年度任用職員につきまして、ハローワーク等に求人をお願いしたわけですが、応募がなかったというところでございます。

職員が欠員となりますと、施設内で勤務いただく他の職員への負担が増加することから、職員の健康管理等を考え、緊急的な対応として、産休及び育休職員の代替職員につきまして、正規職員を配置した結果、令和3年度予算において、虹の家の施設管理委託料予算に不足が生じ、令和3年度の委託料の精算を今回の補正予算に計上させていただいたものでございます。

私からは以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 最初に新たな施設改善委員会ですか、メンバー等の説明があったわけですが、この資料を読ませていただきますと、資料の中に新しい事業形態としての運営を目指すというような記述があります。

今までの虹の家の経営とは全く別の営業形態を目指すという、方針がすでに前提としてあって進めようとしているのか、新しいこの事業形態はどんなことを構想しているのか、説明いただきたいと思っております。

それから2点目、この産休育休中の職員への賃金の補填の過年度分精算金ですが、これ令和3年度中の決算会計の中でなぜ処理ができなかったのか、本来であればこれは決算の時にきちんと処理をして、決算を閉めるというのが普通の手続きだと思います。

出納閉鎖期間は5月、6月頃までであるわけですので、その間になぜできなかったのか、その説明がないとこの委託料の過年度精算分の説明にはならないと思いますが、その点について説明ください。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） はい、今後の方向性等についてのお尋ねでございます。

基本的に今、虹の家でございますが、介護老人保健施設として運営を行っております。

基本は、介護老人保健施設を継続して運営していくということが基本であるかと考えておりますが、先ほどからもご説明申し上げましたとおり、老健の利用者が、昨年度を見ても管内の利用者75%程度となっております。

そんな中で、やはり他の地域から入所者を確保するという方法をとることも当然やってかなきゃいけないわけですが、もう75%ということであれば、介護老人保健施設として一定の役割は果たしてきたのではないかというふうに今考えております。

そんな中で、今後の状況を確認する中で、老人保健施設として運営が難しい場合は、他の施設に転換して、今の赤字経営を解消する方法をとっていかなければいけないと、そんなふうに考えているところでございます。

それから、委託料の処理が遅れた理由でございますが、委託料につきましては、大町病院にお願いして、積算をしていただいて、委託料の請求をいただくわけですが、病院の方も異動等で職員が異動したなどの理由により、今回こちらの方への報告が遅れてしまったと、そのような事情もございますので、今回、このような措置を取らせていただいたことにご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 3回目で最後ですので、広域連合長の見解も伺っておきたいと思うんですけども、そもそも虹の家というのは大町病院の併設型の施設として運用されてきてます。

この間それなりに老健施設としてのアイデンティティーとか、それから重要な位置付けというのはあったと思いますし、いまだにそのニーズもあるわけですが、こういう中でいろんな環境の変化で、今、課長が説明したように、状況が変わってきている点も認めないわけではありませんけれども、やはりそういったルーツというのをしっかり確認して、それからいまだに利用者のニーズもあるわけですから、その辺のそもそもの設立の経過等を十分考案しながら、本当にこれが将来必要なくなる施設なのかどうかという点もきちんと住民に説明をできるような、審査経過というのが必要かと思っております。

そういった視点からですね、今後の、一応新たな運営事業形態、可能性はあるにしてもですね、今後基本的にはどんな考え方、連合長としての決意のもとですね、この検討を進めていくのか、その基本的なところの考え方について、見解について説明をいただきたい。

○議長（二條孝夫君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 介護老人保健施設虹の家の経営につきましては、今までも、この3年間にわたり、毎年単年度の赤字を計上してきているわけでございます。

それによって、虹の家としての基金を投入しながら運営を続けてきております。

まず、この介護老人保健施設という介護保険法の施設としての種別、これについては様々

な機能の、いわゆる周辺の環境、こうした介護分野での施設利用の環境の変化というものが一つあります。

その中で一番大きなのはやはり、今までは、特別養護老人ホームのような長期にわたる入所施設の入所待ちということで、短期間、一定の期間ここに利用していただく、これは入所であったり或いは通所であったり利用いただく、それがやはりそうした特別養護老人ホーム、或いはそうした受け入れ施設そのものが充実してきてることによって、待機として利用される期間が短くなるのは典型的な事例であります。

しかしながら、それについてはもう一つ、この2年半の間のいわゆる利用控え、入所、通所にあたる利用控えもやはり背景にあると、これは、最初の開会あいさつでも申し上げましたが、この圏域内に全部で295床の入所を受入れるその整備がこの介護老人保健施設としてあるわけですが、その平均利用率が75%弱ということであれば、それはやはり一時的な要素も含めて考えなければいけないものも含まれているということを、最初に基本的な認識としております。

虹の家におきましては、これまでも先ほど答弁ありましたように、収入支出、両方にわたって様々な検討を加え、経費の縮減、そしてサービス或いは、介護保険施設としての機能、特にリハビリテーションの内容充実などによって経営改善に結びつけていくということで、先ほど申し上げましたように、令和3年度の決算では、いわゆる療養給付費につきましては、前年度を上回るという実績もやや見えてきております。

この構造的な環境の中で、様々な幅広い見地から検討するというので、今までは内部の検討委員会で様々な経営改善に取り組んでまいりましたが、これからは、外部の有識者を交えた、アドバイザーをしっかりと置いた中で、本格的な検討に向かっていきたいと考えております。

その中で、先ほど答弁でもですね、例えば事業形態を変えるということについては、はじめにそれがありきではないと思います。

私どもは、これまでも答弁で申し上げてまいりましたが、やはり改善を進める中で、より効果的な、例えば、これ本当に1例なんです、例えば病院に付設する一つの形として、介護医療院という制度が、これは介護保険法の法改正で平成30年度から位置づけられたものなんです、例えばこうしたものの機能とどのように違うのか或いは効率的な運営に資するのかどうか、そういうこともあわせて検討する中であり方をしっかりと定めていきたいと考えているところでございます。

いずれにしてもこうした、特に高齢化が進む中で高齢者のしっかり介護に資する、こうした施設は、決してなくてはいいいというものではありません。

そういった意味で廃止するという事は毛頭考えないということを前提に、より効果的な運営の方法、或いは運営のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第25号は、福祉常任委員会に付託をいたします。
続いて議案第26号「令和4年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖） ただいま議題となりました、議案第26号「令和4年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、令和3年度介護保険事業特別会計の決算の確定に伴い、繰越金の増額補正、令和3年度の介護給付等に関わる国、県、市町村負担金の精算に伴う返還金の補正が主な内容となっております。

議案1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、1億3,283万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、72億4,699万1千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款9繰越金、1億3,283万円の増は、令和3年度会計の決算額の確定に伴い、繰越金を増額するものでございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1一般管理費につきましては、令和4年度介護報酬改定に伴うシステム改修事業委託料、73万4千円を追加するものでございます。

失礼いたしました。

款9繰越金のところで少し数字が漏れておりました。

訂正をいたします、

款9繰越金、1億3,283万5千円の増は、3年度決算の確定に伴い、繰越金を増額するものでございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1一般管理費につきましては、令和4年度介護報酬改定に伴うシステム改修事業委託料73万4千円を追加するものでございます。

款3基金積立金1,012万8千円の増は、前年度繰越金のうち、保険料分について積み立てするものでございます。

款5諸支出金、1億2,197万3千円の増は、前年度の介護給付費等に関わる国県市町村負担金の精算に伴う、過大交付分をそれぞれ返還するものでございます。

12ページは、市町村負担金の過年度の内訳表でございます。

以上ご説明申し上げましたが、ご審議の上ご可決を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第26号は、福祉常任委員会に付託をいたします。

続いて議案第27号「令和4年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました、議案第27号「令和4年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は歳入では、令和3年度決算の確定に伴う繰越金の増、歳出では、市町村負担金過年度償還金、また、正規職員が6月末で退職したことに伴う代替措置として、人材派遣に関わる費用が主な内容となっております。

議案1ページをご覧ください。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ901万6千円を追加し、総額を2億1,066万3千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款4項1目1鹿島荘繰越金、809万2千円と、目2ひだまりの家繰越金、92万4千円の増は、いずれも令和3年度決算の確定に伴うものでございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1管理費、809万2千円の増は、節12委託料では、人材派遣会社への支援員派遣事業委託料として252万2千円、節17備品購入費は、老朽化した乾燥機の購入費用として6万円、節22償還金利子及び割引料では、市町村負担金の過年度償還金として、557万円を計上したものでございます。

項2目1ひだまりの家管理費では、洗濯機の購入費用として、節17備品購入費に5万3千円を計上するものでございます。

款3項1目2ひだまりの家予備費87万1千円は、歳入歳出の調整でございます。

12ページは、市町村負担金過年度償還金の内訳表となっております。

以上ご説明申し上げましたが、ご審議の上ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第27号は、福祉常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

閉会 午後2時03分

令和4年8月26日

開会 午前10時00分

○議長（二條孝夫君） おはようございます。

ただいまから令和4年北アルプス広域連合議会8月定例会の本日の会議を開きます。

本日の出席議員は18名全員であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

続いて、理事者等の欠席、遅参等については、事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） 報告いたします。

連合長、副連合長は全員出席しております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） これより本日の会議を開きます。

日程第1に入る前ですが、事務局長より発言が求められておりますので、これを許すことといたします。

事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） 昨日ご同意いただきました、議案第16号「監査委員の選任について」でございますけれども、お配りした議案に誤字がございましたので、本日お手元に差し替え用の議案をお配りさせていただきました。

修正箇所といたしましては、氏名の欄「松沢昌二」氏の、「昌」の字が誤っておりました。

正しくは、略歴書に記載してありますとおり、日曜日の日を三つ書く「晶」の字が正しいものでございます。

お詫びを申し申し上げますとともに、議案の差し替えをお願いいたします。

今後はこのようなことが起こりませんよう十分確認の上、細心の注意を払ってまいります。大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 以上のとおりといたします。

日程第1 常任委員会委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（二條孝夫君） 日程第1「常任委員会委員長審査報告、質疑、討論、採決」を行います。

まず議案第17号について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

〔総務常任委員長（大和田耕一君）登壇〕

○総務常任委員長（大和田耕一君） 総務常任委員会に付託されました、議案第17号「令和3年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、当委員会に付託されました部分について、審査の概要を報告いたします。

審査中委員から、財産管理費のエネルギーサービスプロバイダー業務委託について、最近収支が合いにくくなっているが、委託料と電気料の節約分を比較しているのか、との質疑があり、行政側からは、契約時に試算を行い、採算が合うように行っている、決算においても、

契約をしなかったよりは縮減できているとの答弁がありました。

また、委員から企画費の先進地視察の内容についての質疑があり、行政側からは、目的は、権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に向けた取り組みを進めるため、上伊那成年後見支援センター及び飯田成年後見支援センターの視察を行った。詳細については、連携自立圏の専門部会へお聞きいただきたいとの答弁がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（二條孝夫君） 次に、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

〔福祉常任委員長（矢口新平君）登壇〕

○福祉常任委員長（矢口新平君） おはようございます。

当委員会に付託されました、議案第17号「令和3年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち当委員会に付託された部分について、ご報告申し上げます。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を承認すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（二條孝夫君） 各常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第17号について、まず、総務常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号を各常任委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって議案第17号「令和3年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、各常任委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第18号及び議案第21号について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

〔総務常任委員長（大和田耕一君）登壇〕

○総務常任委員長（大和田耕一君） 当委員会に付託されました議案につきまして、審査の概要を順次報告いたします。

初めに、議案第18号「令和3年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

次に、議案第21号「令和3年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（二條孝夫君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず議案第18号について、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に議案第21号について、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより順次採決を行います。

議案第18号について、総務常任委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって議案第18号「令和3年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、総務常任委員長報告どおり認定されました。

次に議案第21号について、総務常任委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって議案第21号「令和3年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、総務常任委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第19号、議案第20号及び議案第22号について、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

〔福祉常任委員長（矢口新平君）登壇〕

○福祉常任委員長（矢口新平君） 当委員会に付託されました議案について、審査の概要を順次報告いたします。

初めに議案第19号「令和3年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

次に議案第20号「令和3年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご報告します。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を承認すべきものと決しました。

議案第22号「令和3年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告いたします。

審査中委員から、現在圏域外の入所者は何人いて、措置費は幾ら支払われているのかと質疑があり、行政側から、松本市が3名で、年間660万円、安曇野市が1名で220万円程度収入となっているとの答弁がありました。

また委員から、圏域外利用者の受け入れについて、人数の制限等はあるのか、広域連合の構成市町村で運営している中で、管内の入居希望者は入所できているのか。また、入所者のニーズはどのようなものかとの質疑があり、行政側から、圏域外利用者数の受け入れの基準は設けていないが、基本、鹿島荘の定員50名について大北管内の住民の利用を基本とし、圏域外利用者の受け入れは、長期的空床が見られる場合などタイミングにおいて、鹿島荘の運営にも配慮するため、圏域外の市町村から生活困難者等の受け入れを相談された場合、受け入れを実施している。このため複数の空床がある場合でも、緊急的な管内利用者の受け入れ希望に対応できるよう、配慮しているとの答弁がありました。

また、委員から、圏域外入居者に関わる基準のようなものを作成できないかとの意見があり、行政側から、今後作成について検討を進めていくとの答弁がありました。

また、他の委員から、決算説明資料を作成するにあたり、月別の市町村別措置入所者がわかる資料を提出して欲しいとの要望があり、行政側から作成して提出するとの答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上です。

○議長（二條孝夫君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず議案第19号について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に議案第20号について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に議案第22号について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

大和幸久議員、議案第何号ですか。

○5番（大和幸久君） 議案第19号、反対討論です。

〔5番（大和幸久君）登壇〕

○5番（大和幸久君） 議案第19号「令和3年度介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場から討論いたします。

反対する主な理由は、虹の家の令和3年度の入所、通所とも利用者数、利用率とも昨年より減少し、ここ数年、この減少に歯止めがかからない状況であり、広域連合監査委員の決算審査意見では、収益の確保が難しい状況であり、施設設備の大規模改修の必要から、早急に経営の改善と今後の方向性についての検討を早期に実行することが必要と指摘があり、この数年間、私が議案質疑で指摘してきた、施設運営の根幹である財源の確保に関する早急な分析と、業務改善実行の指摘にも、事業展開が遅く、赤字の事業運営の不足財源に、基金からの財源を補填してしのいでいる状況のままとなっていることからであります。

そもそも虹の家の開設のころは、介護保険制度が始まる前であり、いわゆる病院と在宅の中間施設としての老人保健施設の基盤が当地域になかったことから、行政がサービス基盤を整え、官が住民サービスの質の向上に一定の役割を果たしてきたことについては評価できるものです。

しかし、時代が進み介護保険制度が始まって22年が経ち、施設設備の老朽化などから、

大規模改修が必要な時期となり、併せて新型コロナの対応など、難しい局面となっておりますが、時間が遅くなれば遅くなるほど赤字が膨らむ現状となっております。

本年度4,610万円の基金を取り崩して赤字の補填を行いました。基金残高は4,600万円余となり、来年の決算で同規模の赤字が出て、その補填に充当すれば、基金も底をついてしまう危機的状況において、その打開策を提案できず、これから検討委員会を立ち上げるようにするところだという対応では、1年間を費やしてきた事業として、とても容認できるものではありません。

今、原点に立ち返り利用する住民のニーズがどこにあるか、改めて検証した上で行政が担っていくべき介護サービスのあり方、虹の家の存在意義を大至急検討すべき時であります。

平成9年度からサービス提供を始めた虹の家は、入所50床、通所定員4名となり、25年が経過しました。この間のサービスの提供は、現場で対応している医師、看護師、理学療法士、介護員、相談員等のスタッフの献身的な努力やチームプレーによって支えられてきており、その姿には敬意を表しています。

しかし、今の経営では、赤字を黒字に変えようとする、利用率を限りなく100%にしないと実現できません。

そのためにスタッフに過度な労働を強いるような利用率設定ではなく、実現可能な利用率、例えば90%とすると、入所では1日4.5人、通所では21.6人で、収支が向上し赤字から脱却できる経営改善の検討などが必要ではないでしょうか。

実現可能なサービス提供のあり方や、経営改善の方向性を速やかに決定するとともに、1日も早く施設の名称由来のように、七色に輝く虹の家になるようスタッフとともに、充実したサービス提供ができる虹の家となることを願って、反対討論を終わりたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 議案19号について、他に討論はありませんか。

降旗達也議員、賛成ですか、反対ですか。

○2番（降旗達也君） 賛成です。

〔2番（降旗達也君）登壇〕

○2番（降旗達也君） 議案第19号「令和3年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論をさせていただきます。

まずは、令和3年度の虹の家の利用者数、利用率ともに、昨年と比較して減少していますが、これは昨日の連合長あいさつでも触れられているように、また皆様もご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったことと考えております。

また、契約入所利用者の減少を何とか補うために、短期の入所者の確保に努めた結果、短期入所利用者数は、昨年を大幅に上回る状況であったという数字が決算書に表されております。

コロナ禍の中で、様々な事業が前年並みや減少という中で、昨年を上回る努力があったことは評価に値すると思います。

これも減った分を何とか補わなくてはならないという、職員の皆さんの利用者確保に向けた努力の賜物であると考えております。

しかしながら、昨今の介護老人保健施設を取り巻く状況を考えますと、収益の確保が難しい状況になっていることも事実であります。

本議案ではありませんが、虹の家経営改善委員会を新たに立ち上げ、虹の家の経営改善と今後の方向性についての検討を進めるための予算もしっかりと措置がされていることから、経営改善と今後の方向性についての身のある検討がされ、来年3月にはしっかりとしたもの

が出されることをお願いをいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（二條孝夫君） 議案第19号について、他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他の議案について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で討論を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

まず議案第19号について、福祉常任委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって議案第19号「令和3年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、福祉常任委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第20号について、福祉常任委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって議案第20号「令和3年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、福祉常任委員長報告どおり認定されました。

次に議案第22号について、福祉常任委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって議案第22号「令和3年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、福祉常任委員長報告どおり認定されました。

次に議案第23号について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

〔総務常任委員長（大和田耕一君）登壇〕

○総務常任委員長（大和田耕一君） 当委員会に付託されました議案第23号「令和4年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第1号）」のうち、当委員会に付託されました部分について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（二條孝夫君） 次に、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

〔福祉常任委員長（矢口新平君）登壇〕

○福祉常任委員長（矢口新平君） 福祉常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の結果をご報告いたします。

議案第23号「令和4年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第1号）」のうち、当委員会に付託されました部分について、審査の概要をご報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（二條孝夫君） 各常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第23号について、まず、総務常任委員長に対しご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、福祉常任委員長に対しご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号を、各常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって議案第23号「令和4年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、各常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

〔総務常任委員長（大和田耕一君）登壇〕

○総務常任委員長（大和田耕一君） 当委員会に付託されました議案第24号「令和4年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（二條孝夫君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第24号について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号について、総務常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第24号「令和4年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算(第1号)」は、総務常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、議案第26号及び議案第27号について、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

[福祉常任委員長(矢口新平君)登壇]

○福祉常任委員長(矢口新平君) 当委員会に付託されました案件について審査の概要を順次報告いたします。

初めに議案第25号「令和4年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)」について報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決するものと決しました。

次に、議案第26号「令和4年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」について報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきと決しました。

次に、議案第27号「令和4年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算(第2号)」について報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(二條孝夫君) 福祉常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず議案第25号について、ご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に議案第26号について、ご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に議案第27号について、ご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより順次採決を行います。

まず議案第25号を福祉常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第25号「令和4年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)」は、福祉常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号を、福祉常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第26号「令和4年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、福祉常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号を、福祉常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第27号「令和4年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第2号）」は、福祉常任委員長報告どおり可決されました。

以上で本8月定例会に付議されました案件はすべて終了をいたしました。

ここで、広域連合長のあいさつを受けることといたします。

広域連合長。

[広域連合長（牛越徹君）登壇]

○広域連合長（牛越徹君） 8月定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました報告案件、人事案件、決算認定案件並びに予算案件など14議案につきまして、昨日、本日で2日間にわたり、本会議並びに常任委員会を通じ、慎重なご審議をいただき、原案のとおりご承認ご議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご審議の過程でいただきました貴重なご意見やご提言は、今後の広域行政に十分反映させてまいり所存でございます。

本定例会冒頭のごあいさつでも申し上げましたが、介護老人保健施設虹の家につきましては、内部検討会において、専門的な知識を有する有識者からご助言をいただき、現状の分析と今後の方向性について検討を行い、その検討結果に基づき、経営改善委員会に諮問することといたします。

また、経営改善委員会からは、来年3月中旬を目途に答申をいただくこととし、答申の内容を、その後の経営に的確に反映させてまいりたいと考えております。

また、北アルプスエコパークの長期包括運営管理業務や、令和9年度以降の一般廃棄物最終処分場の第3期埋め立て予定地につきましては、本定例会終了後のごみ処理特別委員会及び、全員協議会においてご説明を申し上げることとしております。

結びに、間もなく市町村議会9月定例会を迎えますが、議員各位におかれましては、十分健康にご留意いただき、広域行政発展のため、また、圏域住民の福祉向上のため、一層ご尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

誠にありがとうございました。

○議長（二條孝夫君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

議員各位におかれましては、暑い中、また公務ご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

これにて令和4年北アルプス広域連合議会8月定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時37分

令和4年8月26日

議会議長

14番

15番